

# 若年者に対する消費者教育について

平成 24 年 3 月 22 日(木)

消 費 者 庁

- 経済社会が高度化・複雑化し、消費者トラブルが多発する中で、消費者庁としても、悪質商法に対する法執行や、注意喚起、情報提供等に加えて、消費者行政の取りまとめ役として、関係省庁等と共に、体系的、総合的に、啓発活動を含めた消費者教育を推進していくこととしております。

若年者に対する消費者教育については、早い段階から、生活者であり経済行為の主体たる消費者としての基礎的な知識を身に付け、主体的に責任を持って意思決定を行いうる能力を育成していくという重要な意義があると考えています。

- 消費者教育は、学校におけるものと地域におけるものとに大別されます。学校においては、文部科学省や教育委員会が新学習指導要領に基づく消費者教育を推進するに当たって、消費者庁や関係省庁等としては、具体的事例に係る情報や知識を活用した消費者教育副教材の作成や、教員向けセミナーへの資料提供等を通じて、支援しています。

また、大学生等に対しては、文部科学省を通じて、消費者問題に関する情報提供や啓発を行っています。

- 他方、地域における消費者教育については、関係省庁、地方自治体、消費者団体・NPO、教育関係者など、多様な主体が連携しつつ推進しています。

消費者庁においても、多くの主体が有している教材や取組事例などの情報・知見を共有するための消費者教育ポータルサイトを開設するとともに、地域での取組への資料提供や講師派遣など、関係省庁とともに様々な支援を行っています。対象は高齢者も含めた地域全般の方々となります。

- 消費者庁としては、関係省庁等と共に、引き続き、成年年齢の引下げに向けた環境整備のための施策として、若年者に対する消費者教育を積極的に推進してまいります。